

福島県私立学校等の設置認可等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島県内における私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校及び各種学校（以下「私立学校等」という。）の設置の認可並びに私立の幼稚園の収容定員の増加に係る学則の変更の認可に関する事務手続及び事前指導に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学校設置計画書の提出等)

第2条 私立学校等の設置の認可を受けようとする者（以下「設置計画者」という。）は、学校設置計画書を次の各号に掲げる私立学校等の種類ごとにそれぞれ当該各号に定める期日までに知事に提出するものとする。ただし、現に専修学校を設置している者が新たに一又は二以上の専修学校の設置の認可を受けようとする場合において、その認可を受けようとする一又は二以上の専修学校（以下「新設校」という。）の校舎が現に設置されている専修学校（以下「既設校」という。）の校舎と同一の建物内にあり、新設校の学科が新設校が設置される前の既設校の学科の全部又は一部と同一の学科であり、及び新設校が設置された後の既設校の収容定員と新設校の収容定員の合計が新設校が設置される前の既設校の収容定員を超えないときは、この限りでない。

一 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）

私立学校等を開設しようとする年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の4月末日

二 幼稚園、専修学校及び各種学校

開設年度の前々年度の1月末日

ただし、専修学校については、既存の独立した建物を校舎として使用するもので、専修学校設置基準を充足している場合は、学校設置計画書の提出を要しない。

2 知事は、前項の学校設置計画書の提出があったときは、その内容について審査し、その結果を次の各号に掲げる私立学校等の種類ごとにそれぞれ当該各号に定める期日までに設置計画者に対し通知するものとする。

一 小学校等 開設年度の前々年度の9月末日

二 幼稚園、専修学校及び各種学校 開設年度の前年度の6月末日

3 知事は、前項の規定による通知をする場合は、福島県私立学校審議会の意見を聴くものとする。

(学校設置認可申請書の提出等)

第3条 前条第2項の規定による適当である旨の通知を受けた設置計画者及び前条第1項第2号のただし書きに該当する専修学校を設置しようとする者は、次の各号に掲げる私立学校等の種類ごとにそれぞれ当該各号に定める期日までに、学校設置認可申請書を知事に提出するものとする。

一 小学校等 開設年度の前年度の8月末日

二 幼稚園、専修学校及び各種学校 開設年度の前年度の10月末日

- 2 前条第1項ただし書の規定により学校設置計画書の提出を要しない設置計画者は、開設年度の前年度の9月末日までに、学校認可申請書を知事に提出するものとする。
- 3 知事は、前2項の学校設置認可申請書の提出があったときは、福島県私立学校審議会の意見を聴き、開設年度の前年度の12月末日までに申請のあった私立学校等の設置を認可するかどうか決定し、申請者に対しその決定の内容を速やかに通知するものとする。

(学則変更の認可申請の手続)

- 第4条 私立の幼稚園の収容定員の増加に係る学則の変更の認可を受けようとする者（以下「学則変更計画者」という。）は、幼稚園収容定員増加計画書を、当該学則を変更しようとする年度（以下「変更年度」という。）の前々年度の1月末日までに知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の幼稚園収容定員増加計画書の提出があったときは、その内容について審査し、その結果を変更年度の前年度の6月末日までに学則変更計画者に通知するものとする。
 - 3 知事は、前項の規定による通知をする場合は、福島県私立学校審議会の意見を聴くものとする。
 - 4 第2項の規定による適当である旨の通知を受けた学則変更計画者は、学則定員変更認可申請書を、変更年度の前年度の10月末日までに知事に提出するものとする。
 - 5 知事は、前項の学則定員認可申請書の提出があったときは、福島県私立学校審議会の意見を聴き、変更年度の前年度の12月末日までに申請のあった学則の変更について認可するかどうかを決定し、申請者に対しその決定の内容を速やかに通知するものとする。

(提出書類の様式等)

- 第5条 この要綱に規定する計画書及び申請書の様式、添付書類及び提出部数については、別に定める。

(各種認可申請手続等の特例)

- 第6条 知事は、私立学校等の設置の認可及び私立の幼稚園の収容定員の増加に係る学則の変更の認可について、必要があると認める場合であって、かつ設置計画者又は認可申請者にとって支障がない場合は、次の各号に掲げる事務手続について弾力的に取り扱うことができるものとする。
- 一 第2条第1項、第3条第1項及び第2項並びに第4条第1項及び第4項において規定する各種認可申請書又は計画書の提出期限
 - 二 第2条第2項、第3条第3項並びに第4条第2項及び第5項の規定に関わらず認可かするかどうかの決定又は計画を審査し、その決定又は審査の結果通知期限

附 則

この要綱は、平成29年3月28日から施行する。